

阿南市結婚新生活支援事業補助金について

阿南市では、経済的理由により結婚に踏み出せない若い世代の家庭を持つことへの希望を叶えるために、国が進める異次元の少子化対策の一環として用意された地域少子化対策重点推進交付金を活用し、住宅の取得・リフォーム・賃借費用や引越費用の一部を支援します。

1 対象世帯・・・次の要件をすべて満たす必要あり

- (1) 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦又は令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に阿南市パートナーシップ・ファミリーシップ制度実施要綱第5条の規定により届出の事実を証明する届出受理証明書を交付されたカップルであること
- (2) 婚姻日等において、夫婦等のいずれもの年齢が39歳以下であること
- (3) 夫婦等の所得を合算した金額が500万円未満であること
※貸与型奨学金を本人名義で返済している場合、年間返済額を所得から控除
- (4) 対象となる住宅が市内にあり、夫婦等の双方又は一方が当該住宅の住所に住民登録をしていること
- (5) 夫婦等のいずれもが生活保護法の規定による保護又は当該補助金と重複する他の公的給付を受けていないこと
- (6) 夫婦等のいずれもが市税を滞納していないこと
- (7) 夫婦等のいずれもが暴力団員でないこと
- (8) 夫婦等のいずれもが過去にこの補助金又は他の地方公共団体における同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがないこと

2 対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、婚姻等を機に支払った次の費用

- (1) 住宅取得費（土地代、住宅ローンに係る手数料・利息等は対象外）
- (2) 住宅賃借費（駐車場代、更新手数料、火災保険料等は対象外）
- (3) 住宅リフォーム費（車庫や外構に係る工事、家電購入・設置費用等は対象外）
- (4) 引越費用（不用品の処分費、レンタカー代等は対象外）

3 補助上限額

- ・夫婦等ともに婚姻日等における年齢が29歳以下の世帯 60万円
- ・夫婦等ともに婚姻日等における年齢が39歳以下の世帯（上記を除く）30万円

4 受付期間

令和6年6月3日(月)～令和7年3月31日(月) ※予算がなくなり次第、受付終了となります。

※詳しくは5月末公開予定の市ホームページをご覧ください。なお、申請される場合は、事前にご相談ください。

問い合わせは ふるさと未来課（☎22-7404）へ